

慶弔休暇の日数について

【慶弔休暇】

第 25 条 次の各号の 1 に該当する場合には、
それぞれの事由に該当する勤務日に次の慶弔休暇を受けることが出来る。

1. 本人・ご家族が結婚した時	休暇日数
イ 本人	5 日
ロ 実養子	1 日
ハ 兄弟姉妹	1 日

2. 出産時	休暇日数
配偶者出産時	1 日

3. ご親族が亡くなった時	休暇日数
イ 配偶者、実養父母、実養子	5 日
ただし、生後 30 日以内の実養子	2 日
ロ 実養祖父母、兄弟姉妹、 配偶者の実養父母	2 日
ハ 配偶者の兄弟姉妹、 その他の同居の親族	1 日

② この休暇は継続して付与します。

③ この休暇を取得中に休日を挟む場合、その休日は各号の日数にカウントしません。

※利用できる慶弔休暇日数を超過してお休みする際は、その内訳も弊社までご連絡ください。

例「遠方にいる配偶者の兄が亡くなったので 2 日お休みします」

上記【3 のハ】に該当するので使用できる慶弔休暇は 1 日分

「慶弔休暇 1 日、有給 1 日で処理してください」という連絡になります。